

報告第 7 号

令和2年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
令和2年度熊本県電気事業会計の支出予算のうち、令和3年度に次のとおり繰り越した  
ので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき報告  
する。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 令和2年度熊本県電気事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						補助金等 受託金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円		
			479,672,834	68,983,183	318,849,366		126,774,594	192,074,772	91,840,285		
1	事業費	1	営業費用	209,721,000	16,946,406	126,774,594		126,774,594	66,000,000		
			市房第一発電所 取水口スクリー ン更新工事に伴 う除却費	15,762,000		15,762,000		15,762,000			当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
			緑川第一・第二 発電所水車発電 機等更新（土木 設備）工事	111,000,000		45,000,000		45,000,000	66,000,000		工事着手後に掘削部で発生した湧水への対策等に不測の日数を要したため。
			緑川第二発電所 建築物その他改 修工事に伴う除 却費	20,000,000	16,946,406	3,053,594		3,053,594			当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
			菊鹿発電所自動 制御装置等更新 工事に伴う除却 費等	17,685,000		17,685,000		17,685,000			当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
			八代市ボートハ ウス等整備費負 担金	45,274,000		45,274,000		45,274,000			八代市が実施する当該整備の工事箇所が令和2年7月豪雨により被災し、年度内の事業完了が困難となったため。
1	資本的 支出	1	建 改 良 設 費	269,951,834	52,036,777	192,074,772		192,074,772	25,840,285		
			緑川第一・第二 発電所水車発電 機等更新工事	269,951,834	52,036,777	192,074,772		192,074,772	25,840,285		関連工事（土木設備工事）で発生した不具合の復旧作業に日数を要するため。